

# 兵庫地方最低賃金審議会

## 第1回兵庫県輸送用機械器具製造業最低賃金専門部会

議事録

令和6年8月22日(木) 9時53分～11時25分	
兵庫労働局 第3共用会議室	
公益委員	千田委員、高階委員、三上委員
労働者委員	遠藤委員、小西委員
使用者委員	金子委員、鈴木委員、松岡委員
事務局	岡本労働基準部長、安積賃金室長、飯田賃金指導官 山中労働基準監督官、小川労働基準監督官
(1) 部会長・部会長代理の選出について (2) 兵庫県輸送用機械器具製造業最低賃金に係る改正決定の必要性の審議について (3) その他	
議 事 内 容	
<p>飯田賃金指導官 お暑い中、出席いただきましてありがとうございます。 定刻より少し早いですが、ただ今から、第1回兵庫県輸送用機械器具製造業最低賃金専門部会を開会します。 本日は、片山委員が御欠席ですが、最低賃金審議会令第6条第6項の規定による定足数を充足しておりますことを御報告いたします。 本日の審議は議事を公開することとしておりましたが、傍聴希望の申出はございませんでしたので御報告いたします。 では、初回の専門部会となりますので、部会長が選出されるまでの間、事務局において議事を進行させていただきます。 審議に入ります前に、労働基準部長より挨拶を申し上げます。</p> <p>岡本労働基準部長 労働基準部長の岡本でございます。どうぞよろしく願いいたします。 各委員におかれましては大変お忙しい中、当専門部会の委員に御就任いただきまし</p>	

てありがとうございます。

最低賃金につきましては、これから御審議いただきます特定最低賃金の他に地域別最低賃金がございます。

地域別最賃につきましては昨日、異議申出の審議が終了しまして、現行の最低賃金から 51 円引き上げて時間額 1,052 円となることが決定し、10 月 1 日より発効する見込みとなったところでございます。

一方、この特定最賃、産業別最賃につきましては、地域別とは違ってそれぞれの産業の特殊性を生かすとともに、労使のイニシアティブによって円滑な審議が求められるという中賃の報告がございますので、労使それぞれの歩み寄り、また公益委員の先生のお力添え・御助言をいただきながら円滑に当専門部会の審議が進めば幸いと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

飯田賃金指導官

続きまして、本来であれば、各委員をお一人ずつ紹介させていただくところではございますが、時間の関係もありますので、お手元の資料 1 ページに添付してある委員名簿にて各自御確認をいただくことで替えさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、議題(1)「部会長・部会長代理の選出について」に入らせていただきます。

部会長、部会長代理の選出につきましては、慣行によりまして、公益代表委員の皆様で事前に御相談いただいて候補者を御推薦していただき、その後、御推薦いただいた委員を専門部会にお諮りするというにさせていただきますが、そのように進めさせていただきますようお願いいたします。

各委員

(異議なし)

飯田賃金指導官

それでは、そのようにさせていただきます。

では、公益委員の方から部会長と部会長代理の推薦をよろしくお願ひします。

三上委員

公益側委員で事前に打合せしております。部会長には千田委員、部会長代理に高階委員を推薦することで調整していますので、この 2 名を推薦したいと思います。

飯田賃金指導官

ただ今、部会長に千田委員、部会長代理に高階委員との御推薦がございましたが、労使委員の皆様、いかがでしょうか。

各委員

(異議なし)

飯田賃金指導官

異議なしとの声をいただきましたので、部会長に千田委員、部会長代理に高階委員が選出されたものと、確認いたします。

それでは、この後の議事進行につきましては、部会長にお願いいたします。よろしく申し上げます。

千田部会長

部会長に選出されました千田です。慎重審議に努めたいと思いますので、よろしく申し上げます。

はじめに、専門部会の議事録の確認をいただく委員を決めたいと思います。

労働者側の委員は、どなたにされますか。

小西委員

小西で申し上げます。

千田部会長

使用者側委員は、どなたにされますか。

松岡委員

松岡で申し上げます。

千田部会長

それでは、当専門部会において議事録の確認をいただく委員は私と小西委員、松岡委員とすることとします。

また、この確認を行う委員が欠席された場合は適宜、代わりの委員を指名することにしたいと思いますが、それでよろしいですか。

各委員

(異議なし)

千田部会長

それでは、次の議題(2)「兵庫県輸送用機械器具製造業最低賃金に係る改正決定の必要性の審議について」に入ります。

今年も昨年と同様に、改正決定の必要性の有無については、それぞれの業界事情に

詳しい専門部会委員に判断を委ねるべきとの本審での決定を踏まえ、各専門部会において審議することとなりました。

事務局において、確認の意味も含めて、今年の特定最賃審議に至る経過や今後の改正に向けた審議の流れ等についての説明をお願いします。

安積賃金室長

では、事務局より説明させていただきます。

兵庫県最低賃金につきましては、9件の特定最低賃金がございます。

そのうち、今年は、6月24日、25日、7月4日に合計7件の特定最低賃金について、改正の申出をいただいております。

お手元の資料の14ページ、右下に通し番号を打っていますが、14ページを御覧ください。ここに今年の特定最低賃金改正の申出状況を取りまとめています。

今回、申出をいただきました7件の特定最低賃金の改正につきましては、いずれも形式的要件を具備しているものと判断して、7月19日の本審におきまして、改正必要性の有無についての諮問をさせていただいております。

兵庫県では、令和元年までは本審で一括して改正の必要性の審議を行ったうえで、各専門部会において金額審議のみを行って行っておりましたが、令和2年以降は、各業界事情に通じた専門部会委員での判断に委ねるべきとの意見を踏まえ、各専門部会で改正の必要性の審議を行う運びとなっております。

本年も昨年同様、各専門部会においてその金額改正の必要性の有無にかかる審議から行っていくことを決定しております。

特定最低賃金の改正につきましては、金額の改正を行うことの必要性にかかる諮問答申、そして、金額をいくらにするかという金額改正の諮問答申の二つの段階を踏まえて、金額改正に至るという形になっております。その辺りについて簡単に御説明させていただきます。

お手元にお配りしております資料の2ページ目以降に説明資料を準備させていただいております。

まず、資料の3ページ目を御覧ください。特定最低賃金につきましては、最低賃金法第15条から第19条において規定されているもので、企業内の賃金水準を設定する際の労使の取り組みを補完するものとされております。

その決定については、労使のイニシアティブにより決まり、全国では224件設定されている状況となっております。

兵庫県では、先程申し上げましたとおり、9件設定されている状況ではありますが、そのうち7件の改正申出があった状況となっております。

また、特定最低賃金と地域別最低賃金との関係についてですが、最賃法第16条により、地域別最低賃金より高い額で特定最低賃金を決定しなければならないと、法律上規定されています。

資料4ページを御覧ください。

右側に記載がある地域別最低賃金につきましては、兵庫県においては、現在のところ時間額 1,001 円ですが、これは全ての労働者の賃金の最低限を保障するセーフティネットという役割・機能であることに對しまして、表の左側の特定最低賃金につきましては、企業内の賃金水準を設定する際の労使の取組を補完するものとしての役割設定されているところが大きく異なるところでございます。

資料9ページを御覧ください。

特に、特定最低賃金の決定、改正までのプロセスですが、関係労使からの申出がありましたら、労働局長が諮問を行い、審議会又はその専門部会で金額改正の必要性の調査審議を行い、その必要性の答申があった場合には、金額の諮問、金額の調査審議、改定額の決議、改定額の答申を行って、異議審を経て改定額を決定し、官報公示をしてから効力発生という流れになります。

なお、本日は、この流れの中で、必要性の調査審議を行っている状況となるものです。

少し戻って、資料7ページを御覧ください。

ここでは、特定最低賃金の改正の必要性や金額決定にかかる審議についてその考え方がまとめられています。

一番上の昭和 57 年の中央最低賃金審議会答申では、「特定最低賃金の必要性の有無は新産業別最低賃金の設定の趣旨にかんがみ、全会一致の議決に至るよう努力するもの」とされており、つまり、改正の必要性は全会一致によらなければならないということになります。

一方、そのページの一番下に書かれている平成 14 年の中賃の協議会報告におきましては、「改正の金額に関する調査審議については、全会一致の議決に至るよう努力することが望ましい。」とされており、ここでは望ましいと表記することにより、全会一致だけではなく採決にて決定することもあり得ることを含んでいます。

以上のことから、特定最低賃金については、改正の必要性は全会一致が必須であり、金額決定については全会一致が望ましいとされていることとなります。

改正の必要性がありとなった場合には、先程、御説明させていただきましたように、最賃法第 16 条で地域別最低賃金より高い額で特定最低賃金を決定することが求められていることから、地域別最賃より最低 1 円以上の引き上げを行うことが求められてきます。

つまり、今年の場合は、既に兵庫県最低賃金を 1,052 円に引上げる答申をいただいておりますので、昨日 8 月 21 日の異議審を終えて 8 月 30 日に公示されるという予定になっておりますので、その決定された兵庫県最低賃金 1,052 円を超えない改正というのは認められないということになります。

また、特定最低賃金につきましては、申出を行った最も低い労働協約の時間額を超える金額での改正はできませんので、改正額の上限はその最低額が限度となります。

具体的に言いますと、改正必要性ありとなった場合でも、14 ページの一覧表の輸送用機械器具製造業での申出の一番低い金額 1,206 円を超えることはできないというこ

とでございます。

事務局からの説明としましては以上でございます。

千田部会長

ただ今の説明について、御意見、御質問はありませんか。

各委員

(意見なし)

千田部会長

それでは、兵庫県輸送用機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無についての審議に入りたいと思いますが、事務局から、本日お配りいただいている各種参考資料の説明をお願いします。

山中労働基準監督官

賃金室の山中です。

私から、基礎調査結果関係資料について説明させていただきます。

(以下の資料について説明。)

資料 6 令和6年度最低賃金に関する基礎調査結果(特定最賃) (18~38ページ)

安積賃金室長

続きまして、私、安積より、お配りしています資料のうち、39ページ以降の雇用状況や経済概況等にかかる部分を説明させていただきます。

(以下の資料39~134ページについて説明。)

資料 7 一般職業紹介状況(令和6年6月分)抜粋(兵庫労働局職業安定部職業安定課 令和6年7月30日発表)

資料 8 管内金融経済概況(日本銀行神戸支店 2024年7月18日)抜粋

資料 9 毎月勤労統計調査地方調査月報(兵庫県 令和6年5月)抜粋

資料 10 兵庫県の経済・雇用情勢(兵庫県産業労働部 令和6年8月14日公表)抜粋

資料 11 兵庫県鉱工業指数月報(兵庫県企画部 令和6年5月速報)抜粋

資料 12 連合兵庫2024春季生活闘争平均賃金方式第7回(最終)回答集計(連合兵庫2024年7月3日公表)

資料 13 「中小企業の賃金改定に関する調査」集計結果(2024年6月5日 日本商工会議所・東京商工会議所)

資料 14 輸送用機械器具製造業関係最低賃金(令和4、5年度,全国)

千田部会長

ただ今の説明について、何か御意見、御質問はございますか。

各委員

(特になし。)

千田部会長

それでは、審議を続けます。

事務局の説明にもありましたが、特定最賃の改正の必要性の有無に関しては、全会一致が原則ということになり、全会一致に至らなかった場合は、改正の必要性なしということになります。

また、全会一致で決議された場合は、最低賃金審議会令第6条第5項の適用により、専門部会の決議をもって、審議会の決議となります。

各委員におかれましては、非常に限られた時間の中で、大変な御苦勞をお掛け致しますが、よろしく願います。

それでは、まず労使それぞれから、兵庫県輸送用機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無の審議に当たって、基本的な考え方を伺わせていただきたいと思います。

その段階で、双方が御意見を同じくするのであれば、改正必要性についての結論が出たこととなり、答申を行うこととなります。また、労使の意見が異なった場合は、審議を続けていくこととしたいと思います。

では、最初に、労使双方それぞれで、意見調整する時間が必要でしょうか。

労使委員

願います。

千田部会長

それでは、10分程度で願います。

(労使それぞれ、別室で意見調整。)

千田部会長

それでは、審議を再開します。

では、改正の申出をされた労働者側委員から金額改正の必要性に係る考え等をお聞きしたいと思います。

それでは願います。

小西委員

はい、小西から説明させていただきます。

足もとの取り巻く環境は、日本経済では、個人消費が持ち直しに足踏みがみられるものの、設備投資に持ち直しの動きがみられるなど、景気は緩やかに回復しており、兵庫県下においても同様の景況感にあります。

輸送用機械器具製造業においては、鉄道車両において減少傾向が見られるものの、船舶では新造船発注の回復や、一定の手持ち工事量の確保が見られております。

航空機におきましても2023年の航空機生産は、防衛向け・民間向けともに増大傾向が継続している等、回復傾向にあります。

生活面では、消費者物価は、消費者物価指数、持ち家の帰属家賃を除く総合、において、3.3%、2024年5月、で推移しており、2021年度後半からの上昇が継続しております。

一方、物価を反映した実質賃金では、本年6月分において27か月ぶりにプラスに転じており、この流れを最低賃金近傍の労働者の生活水準の維持・向上にもつなげていく必要があります。

こうした状況のもと、兵庫県の輸送用機械器具製造業の最低賃金1,075円は、年間2000時間働くことでワーキングプアと呼ばれる年収200万円を超える水準となったものの、継続する物価の上昇をカバーできる水準とはいえません。

一方で、今年度の兵庫県地域別最低賃金がプラス51円、1,052円と過去最高の改定となりました。

生産年齢人口が減少していくなかで、優秀な人材の確保・定着が、引き続き当該産業の維持・発展に向けた重要な課題となっていることや、輸送用機械器具製造業は専門性が求められる作業も多く、それに見合う水準として地賃よりも優位性のある水準であることが必要と考えております。

また、今年の春闘においては、製造業の賃上げ率5.58%と昨年以上のアップ率の回答を得ていることや、輸送用機械器具製造業に関わる労働組合、私が所属する基幹労連を見ると、引き続き大幅な賃上げが実現しております。

この労使の懸命な努力により実現した賃上げの流れを、輸送用機械器具製造業に関わる労働者へも波及させることが、輸送用機械器具製造業の魅力を高めるとともに、そこで働く人々の生活の安定、経済の好循環の流れにつながるものと考えております。

一方、これまで輸送用機械器具製造業の特定最低賃金の改正にあたっては、産業の魅力、技術・技能の伝承、人材の確保・定着など、将来にわたる発展と成長を見据え、当該産業労使のイニシアティブを発揮し導きだしたものと認識しております。

これらの状況等を勘案し、今年度の輸送用機械器具製造業の最低賃金改定については、「必要性あり」が妥当であるとの判断に至りました。

以上でございます。

千田部会長

ありがとうございます。

それでは、次に使用者側委員からお願いします



鈴木委員

使用者側委員の考えを鈴木が述べさせていただきます。

まず今年の春闘で、経団連からデフレ完全脱却に向けた「成長と分配の好循環」の加速と題し、経営側の基本スタンスが示されました。

この中で、社会性の視座に立って賃上げのモメンタムを維持・強化し、「構造的な賃上げ」の実現に貢献していくことが企業の社会的責務であるといわれておりました。

また、中長期的には、生産性の改善・向上により賃上げの原資を確保した上で、物価動向に留意し、成長の果実を賃金引上げと総合的な処遇改善・人材育成として適切に反映することが肝要とするなど前向きな見解が示されました。

ただ、ここには留意点もございまして、これらのスタンスの実現には自社に適したということもあっており、原資を確保した上で、それぞれの会社の事情に合わせるものが前提となります。

この審議会で決定された特定最賃の金額というのは、各社の事情を鑑みることではなく、また最低賃金の影響を受けやすい中小企業は苦しい状況であることは想像に難くありません。

特に裾野が広い事業領域である輸送用機械器具製造業は、価格転嫁が非常に難しい業界であり、一律に引き上げということに対してはなかなか難しいという見解を持っています。

こうした状況を踏まえ、必要性に関し、使用者側としては「なし」との見解を示させていただきます。と思います。

千田部会長

ありがとうございます。

労使双方の御意見は異なるようですので、ここからは、公益側委員が労使委員それぞれからお話をお聞きすることとしたいと思います。

では、最初は労働者側委員からお話をお聞きしてよろしいですか。

(別室にて公労会議、その後公使会議等)

千田部会長

それでは再開します。

ただいま、公益委員で労側、使側からそれぞれお話をさせていただきました。

結論から言うと、今日の時点では、まだ労使双方の御意見に隔たりがありました。

労側は改正の必要性ありで、使側としては改正の必要性なしで、現時点ではまだ意見の相違があります。

労側の主張としましては、特賃の特性を考えた時に、兵庫県の代表的産業の一つである輸送用機械器具製造業の産業ツールとしての魅力をどう確保していくか。ひいて

は人材確保や技術的に優れた人材を他に流出させないということで、地賃とは違う形で特賃を考えていくことが当然必要であるということ。特に他業種と比較した時に、この業界が顕著に落ち込んでいるというわけではないという状況を考えた時に、マクロとしての賃上げの流れ、気運をこの業界にも波及させていくことがこの産業を守っていくことにつながるだろうというところで、ぜひ改正の審議をしたいというのが基本的な主張です。

これに対し、使用者側としては、賃上げの必要性自体は理解しているが、一方で賃上げが困難な中小零細企業にどう賃上げを押し進めていくかを考えた時に、本年度の特賃の専門部会の議論を通じて、賃上げを業界全体に波及させていくことが手段としてなかなか難しい時代になってきているのではないか。もう少し別の形で、労使のイニシアティブを取りながら賃上げする方法を考えていかなければならないけれども、特賃の審議としては、改正は必要ではないというのが、今日時点での主張でした。

ということで、結果的に双方の主張がまだ一致しておりません。労使双方とも今日結論を出すということではなく、もう少し議論を続けていきたいと伺っておりますので、次回引き続き必要性の有無について審議したいと思います。

では次回の日程等について、事務局から説明をお願いします。

安積賃金室長

次回は8月28日、水曜日、午後3時からで予定しておりますが、よろしいでしょうか。

千田部会長

では次回は、8月28日、水曜日、午後3時からの開催とします。

次回は改正必要性審議の2回目ですが、引き続き公開とします。事務局は他に連絡事項とかございますか。

安積賃金室長

特にございません。

千田部会長

それでは、本日の審議は、これで終了とします。

どうもありがとうございました。

各委員

ありがとうございました。

千田 直毅

小西 啓介

松岡 直哉